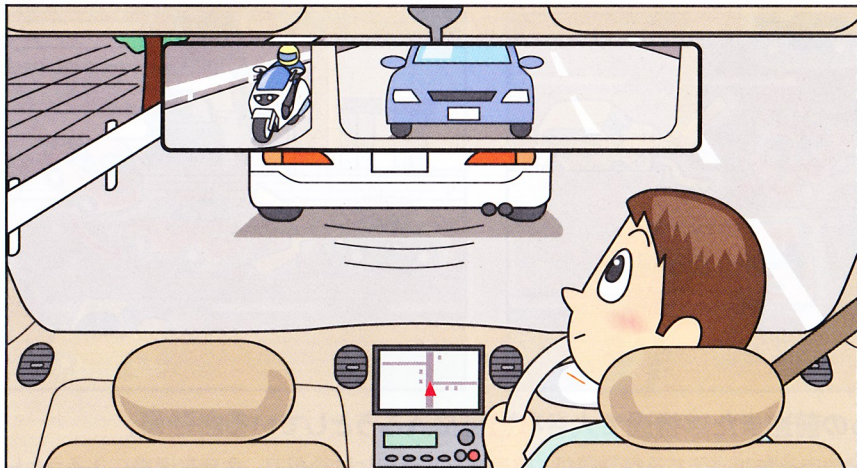


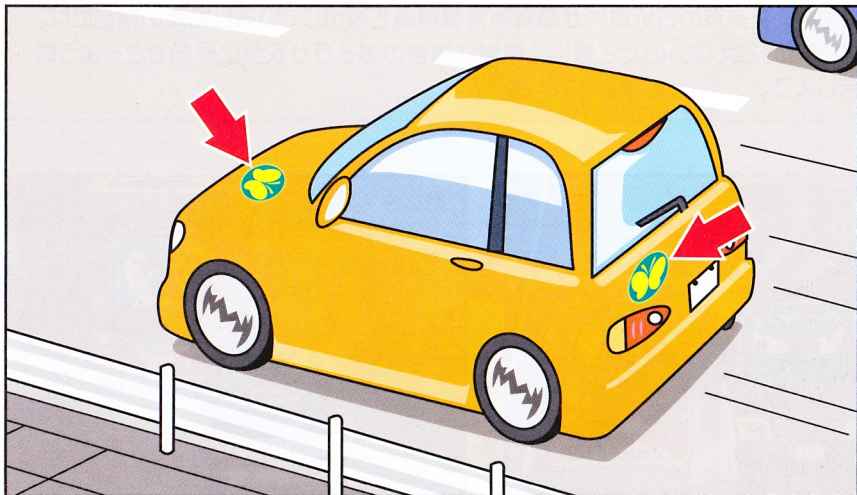
聴覚に障害のある方の運転免許取得の概要

聴覚に障害のある方(補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者)は、次の条件等の下、運転免許の取得が可能となりました。

後ろの安全を確かめるため、**ワイドミラー**を装着しなければなりません。



周りのクルマに注意を呼びかけるため、**聴覚障害者標識**を表示しなければなりません。

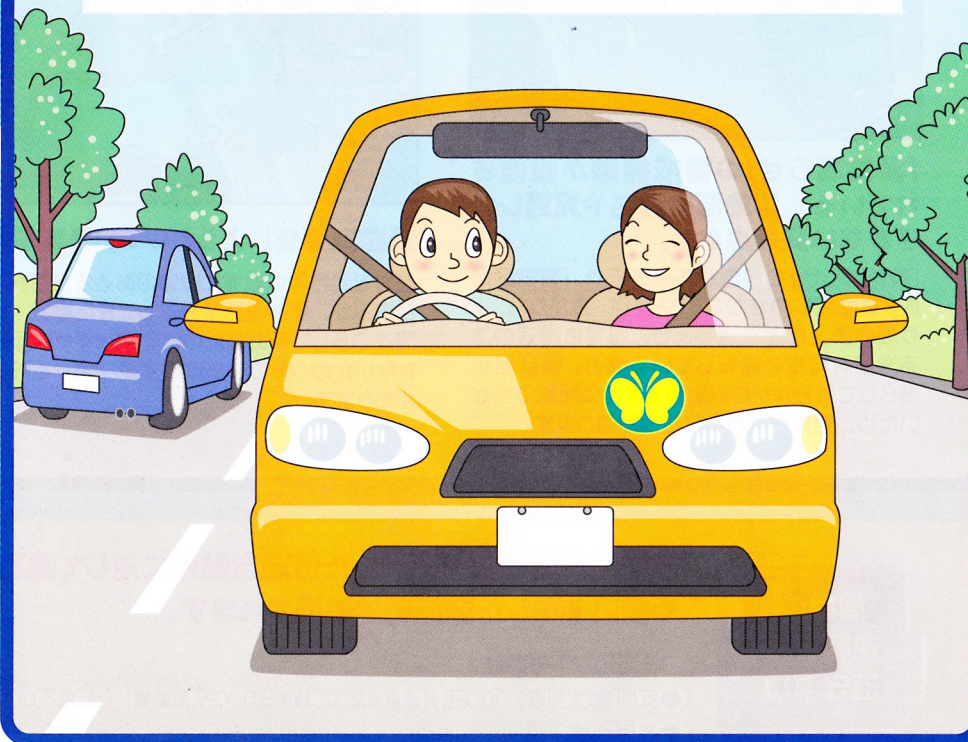


聴覚に障害のある方が 免許を取得できるようになりました



このマークを表示した自動車は、聴覚に障害のある方が運転しています。ご理解と心くばりをお願いします。

平成20年6月1日(日)から始まります。



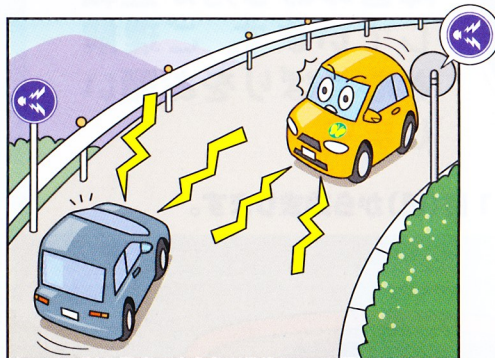


聴覚障害者標識

左のマークを表示した自動車は聴覚に障害のある方が運転しています。 ご理解と心くばりをお願いします。

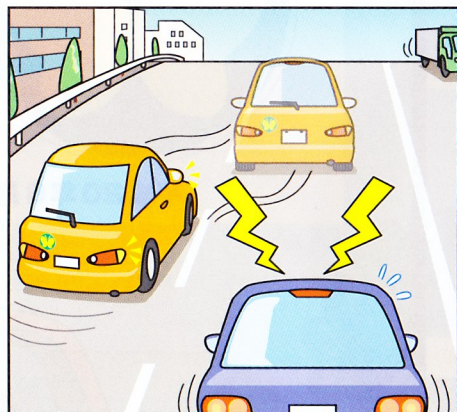
聴覚障害者標識を表示した自動車に対する配慮

周囲の運転者は、聴覚に障害のある方が警音器の音では危険を認知できないことがあることを理解してください。また、聴覚障害者標識を表示したクルマを発見した場合、必要に応じて徐行・減速をするなどし、安全に通行できるように配慮しましょう。



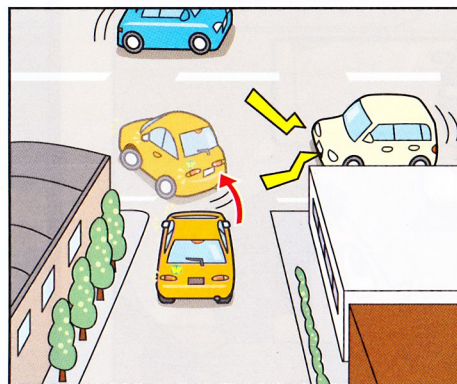
「警笛鳴らせ」の警戒標識が設置されている、山地部の道路や見通しのきかない交差点など。

「警笛鳴らせ」の標識がある場所や、「警笛区間内」で見通しのきかない交差点、曲がり角、上り坂の頂上などを通るとき、聴覚に障害のある方が対向車を運転している場合、警音器を鳴らしてもあなたの自動車をすぐに認知できないため、発見が遅れる可能性があります。



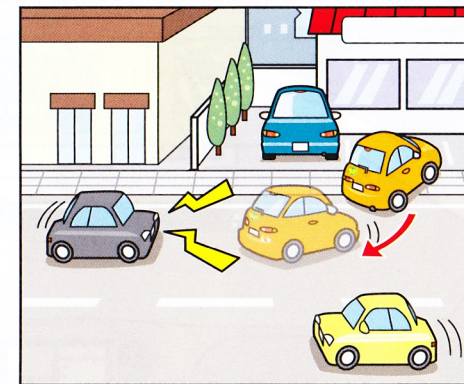
進路変更をしようとしている自動車。

前方を走行中の聴覚に障害のある方が運転する自動車が、突然進路変更をしてきた場合、警音器を鳴らしてもあなたの自動車をすぐに認知できないため、そのまま進路変更を続ける可能性があります。

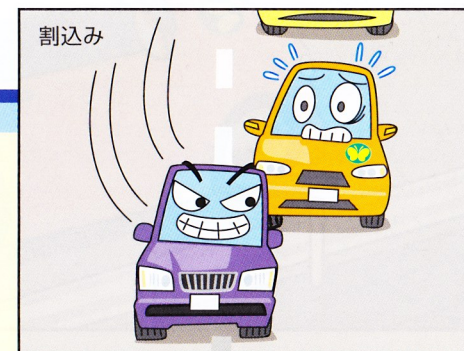
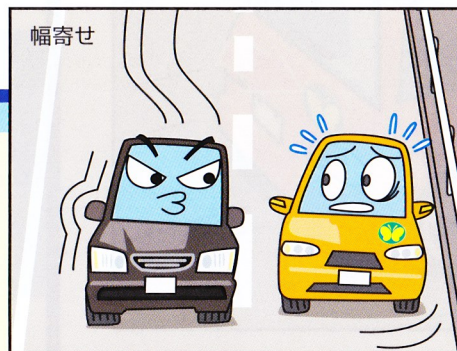


脇道からの前進または後退で大きな道路に入ろうとしている自動車。

聴覚に障害のある方が運転する自動車が、脇道から前進または後退で、大きな道路に入ろうとしている場合、警音器を鳴らしてもあなたの自動車をすぐに認知できないため、そのまま進行を続ける可能性があります。



このほかにも、交差点の右折車両が聴覚障害者標識を表示している自動車の場合には、警音器の音が聞こえないので注意し、聴覚に障害のある方が安全に運転できるように配慮しましょう。



周囲の 運転者の 遵守事項

**聴覚障害者標識を表示した普通自動車に対して幅寄せ
や割り込みをした運転者は処罰されます。**

- 5万円以下の罰金
- 反則金(大型車7,000円、普通車または二輪車6,000円、原動機付自転車5,000円)
- 基礎点数1点